

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和6年度介護報酬改定を踏まえた
科学的介護情報システム（LIFE）の対応
について

計 11 枚（本紙を除く）

Vol.1227

令和6年3月15日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内 3944)

FAX : 03-3595-4010

各 都道府県介護保険担当課（室）
市町村介護保険担当課（室） 御中
介護保険関係団体

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年度介護報酬改定を踏まえた
科学的介護情報システム（LIFE）の対応について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。現在稼働しているLIFEシステム（以下、「現行LIFEシステム」という。）について、令和6年4月22日に、令和6年度版LIFEシステム（以下、「新LIFEシステム」という。）の稼働を開始します。

システム更改に当たり、新LIFEシステムのリリーススケジュールや、新LIFEシステムの利用登録、新LIFEシステムリリースに係る注意事項、また令和6年度報酬改定に対応した加算算定に係るLIFEデータ提出の期限について、下記に示します。

各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴管内の介護事業者、市町村、関係団体、関係機関等に対して周知をお願いします。

記

1. 新LIFEシステムのリリーススケジュールについて

現行LIFEシステム及び新LIFEシステムの稼働状況は、以下を予定しています。介護事業者におかれては、4月22日以降は新LIFEシステムのご利用をお願いします。（別紙 p. 1, 2 参照）

【現行LIFE】

- ① ～4月10日 : 通常稼働
- ② 4月11日～7月末 : これまでに入力されたデータの参照のみ可能
(様式情報の提出は不可となります。)
- ③ 8月1日 : サービス終了

【新LIFEシステム】

- ① 4月22日 : 一部稼働開始
(7月31日までは利用者情報及びADL維持等情報に限り登録可能)
- ② 8月1日～ : 本格稼働開始 (令和6年度改定対応の様式情報の登録可能)

新LIFEシステムについては、利便性向上等を目的として、現行LIFEシステムの一部機能に変更を加えております。主な変更点は、別紙 p. 2 をご参照ください。

2. 新 LIFE システムの利用登録及び新 LIFE 操作マニュアルの公開について

新 LIFE システムの利用登録は、令和 6 年 4 月 22 日 9 時以降、新 LIFE システムの URL から登録可能となります。新 LIFE システムの URL は、現行 LIFE システムのお知らせ画面 (<https://life.mhlw.go.jp/login>) 上に、4 月中旬頃に掲載します。(別紙 p. 4 参照)

新 LIFE システムの URL にアクセスした後に利用登録のために必要となる操作や、新 LIFE システムに係る操作のマニュアルについては、3 月 26 日頃に公開予定です。掲載箇所等は、現行 LIFE システムのお知らせ画面上で追って周知いたします。(別紙 p. 3 参照)

3. 新 LIFE システムご利用に際しての注意事項

新 LIFE システムご利用に際しての注意事項を以下 (1) ~ (5) に示します。各注意事項の対象となる介護事業所を、各タイトル文に【 】で付記しているため、**各対象の介護事業所におかれては、必ず各注意事項をご確認ください。**

(1) 電子請求受付システム（介護）の ID・パスワード利用及びメールアドレス設定について【新 LIFE システムをご利用になる全事業所対象】

新 LIFE システムの利用登録と移行作業に当たっては、国民健康保険団体連合会（以下、「国保連合会」という。）で提供する電子請求受付システム（介護）の ID・パスワード及び電子請求受付システム（介護）上でセキュリティ用メールアドレスの設定が必要となります。※

※新 LIFE システムの初回利用(新 LIFE システムの起動アイコン取得等)に当たっては、以下操作が必要になります。

- ✓ 電子請求受付システム（介護）の ID・パスワードを用いたログイン認証
- ✓ 当該認証時に電子請求受付システム（介護）で設定するセキュリティ用メールアドレスに送信されるワンタイムパスワード認証（メールアドレスは 4 月 22 日より設定可）

電子請求受付システム（介護）のセキュリティ用メールアドレス設定は令和 6 年 4 月に開設予定の共通ログインサポート窓口にお問い合わせください。パスワード再発行（パスワードを紛失した事業所のみ）に関する問い合わせは請求先の国保連合会にお問い合わせください。

なお、電子請求受付システム（介護）のパスワード再発行に当たっては、国保連合会からの郵送によるご連絡となります。新 LIFE システムのリリース直前からリリース直後はパスワード再発行のご依頼が集中し、送付に多大な時間を要することが想定されます。電子請求受付システム（介護）のパスワード再発行を希望する場合は **3 月中に国保連合会にお問い合わせる等、可能な限り余裕を持った対応をお願いします。**なお、パスワード再発行は新 LIFE システムの稼働開始前でも可能です。

【共通ログインサポート窓口】※令和 6 年 4 月開設予定

TEL : 0570-000-887

E-mail : kyotsu-login@support-e-seikyuu.jp

(2) 現行 LIFE システムから新 LIFE システムへの切り替え作業【現行 LIFE システムご利用の事業所・施設対象】

現行 LIFE システムをご利用の介護事業所については、新 LIFE システムのご利用に当たって、以下のような移行作業が発生します。

- ✓ 新 LIFE システムの初回ログインの実施・管理ユーザーのパスワード再設定
- ✓ 新 LIFE システムの起動アイコン取得
- ✓ 新 LIFE システムにおける操作職員のパスワード再設定
- ✓ 現行 LIFE システムから出力した、個人情報ファイルの新 LIFE システムへの取込操作

必要となる移行作業を示した「LIFE 移行ガイド」は、3月26日頃に公開予定です。掲載箇所等は現行 LIFE システムのお知らせ画面 (<https://life.mhlw.go.jp/login>) 上で追って周知いたします。

(3) 4月10日までの登録様式の取り扱いについて【現行 LIFE システムご利用の事業所対象】

4月11日以降、現行 LIFE システムにおいて様式情報の登録・編集ができなくなります。各介護事業所においては、登録状況が「一時保存」となっている様式且つ算定要件対象の様式がある場合は、4月10日までに登録状況が「確定」となるように様式情報の登録をお願いします。

4月22日～7月31日まで、新 LIFE システムにおいては、利用者情報及び ADL 維持等情報以外の様式情報は、登録・編集が不可となるためご注意ください。

(4) 令和6年3月までに掲載されているフィードバック帳票の取り扱いについて【現行 LIFE システムご利用の事業所対象】

現行 LIFE システムにおいて令和6年3月までに掲載されている各フィードバック帳票について、4月10日までに各介護事業所でフィードバック帳票を未作成の場合、4月11日以降、当該フィードバック帳票の作成及びダウンロードができなくなります。未作成のフィードバック帳票がある介護事業所においては、4月10日までに各フィードバック帳票の作成をお願いします。

なお、4月10日までに作成いただいたフィードバック帳票については、現行 LIFE システムで4月11日以降も引き続きダウンロードが可能です。また、令和6年3月末までに掲載されたフィードバック帳票は、新 LIFE システムではダウンロードできないため、現行 LIFE システムからダウンロードをお願いします。

(5) 4月にADL維持等加算を算定予定の介護事業者における利得計算について【令和6年4月ADL維持等加算の利得値を計算予定の事業所対象】

4月11日～4月21日は、現行LIFEシステム及び新LIFEシステムではADL様式情報の登録及び令和6年度ADL維持等加算算定機能の利用ができません。

そのため、4月にADL維持等加算を算定予定の介護事業者においては、4月10日までに現行LIFEシステムの令和6年度ADL維持等加算算定機能による評価対象者の利得計算を完了するようお願いします。

なお、4月に算定予定の場合、4月22日以降、新LIFEシステムにおいて令和6年度ADL維持等加算算定による利得計算を行うことでも差し支えませんが、(1)や(2)に示す注意事項があることから、現行LIFEシステムをご利用中の介護事業所においては、4月10日までに現行LIFEシステムで利得計算を行うことを強く推奨します。現行LIFEシステムは利用しておらず新LIFEシステムからLIFEの利用を開始する介護事業所においては、4月22日以降、新LIFEシステムにおいて令和6年度ADL維持等加算算定機能による利得計算を行ってください。

4. LIFE入力できない期間のLIFE関連加算の算定の取扱い及びデータ提出期限について

1. に示すとおり、令和6年4月11日～7月31日までは、利用者情報及びADL維持等情報以外のデータの提出を行うことができません。

このため、令和6年4月～8月に、LIFE関連加算の算定を行う場合、令和6年8月1日～10月10日の遡り入力期間に算定する加算の様式情報を提出いただくことで、当該加算は算定可能です。

ただし、提出すべき情報を原則として令和6年10月10日までに提出していない場合、算定した当該加算については、遡り過誤請求を行わなければいけません。

なお、提出されたデータについては、集計・分析を行い、10月頃よりフィードバックを行う予定です。フィードバック提供に係るスケジュール等については、データの提出状況等を踏まえ、今後改めてお示しします。

5. 令和6年度介護報酬改定後の登録様式の切り替えについて

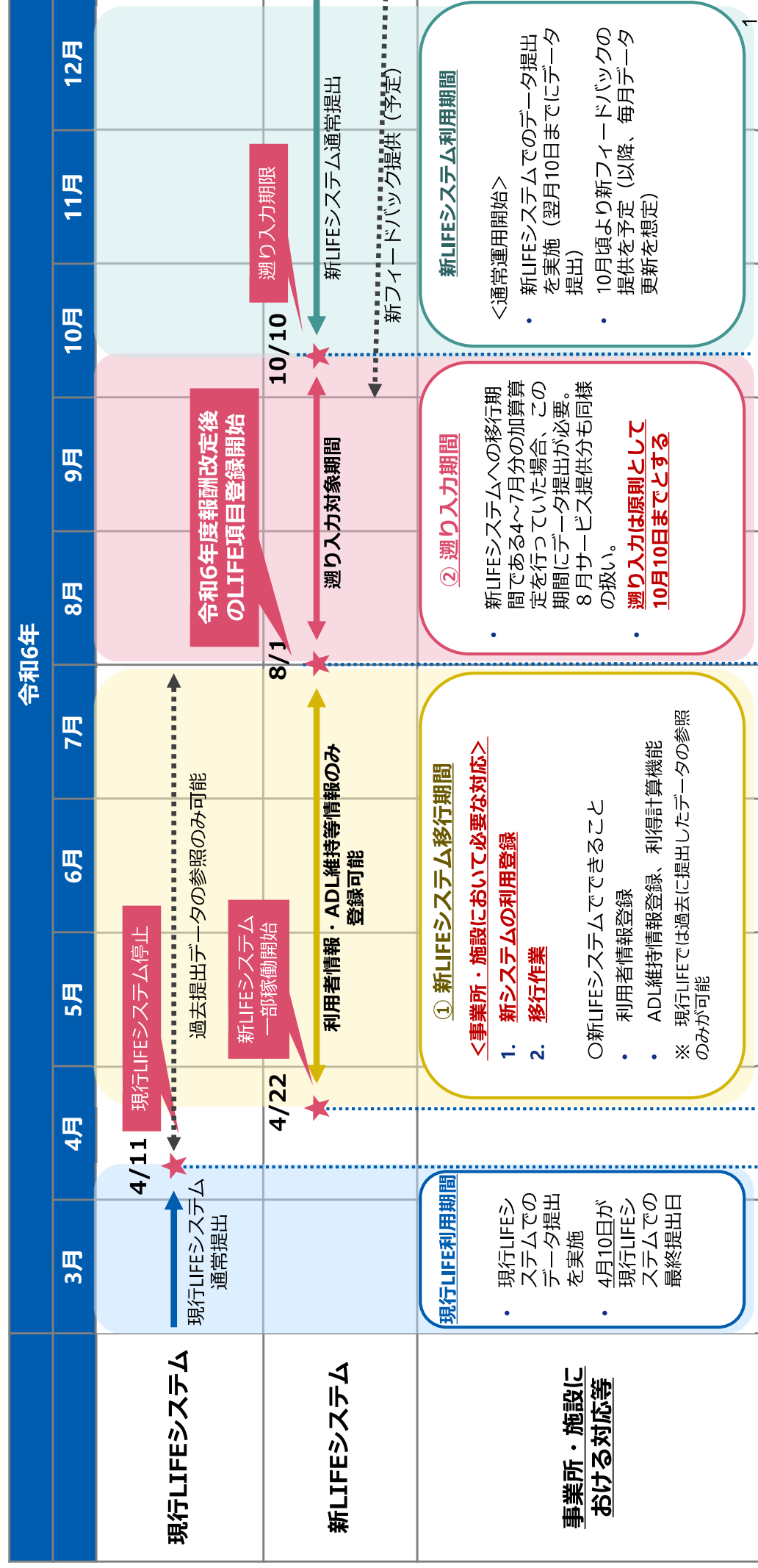
令和6年度介護報酬改定後のLIFE登録様式は、令和6年8月1日の新LIFEシステムの稼働後に、システム上に反映され、登録が可能になります。また、新LIFEシステムの稼働後には、改定前のLIFE登録様式を用いた登録はできなくなります。

そのため、改定が6月施行のサービス（訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション、予防通所リハビリテーション）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と共通する部分を把握できる範囲で提出することも可能（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)（令和6年3月15日）問174を参照。）としています。

以上

新LIFEシステム利用に係る事業所・施設における対応（スケジュール）

- 4月22日に利便性向上等を行った令和6年度版LIFEシステム（＝新LIFEシステム）をリリース予定
- 4月22日から7月31日は新システム移行期間として、**新LIFEシステムの利用登録及び移行作業が必要**（①：新LIFEシステム移行期間）
- **令和6年度報酬改定対応後のLIFE項目については、8月1日から登録可能となる予定。令和6年4月以降の加算算定に係るデータ提出は、原則10月10日までの遡り入力を可とする**（②：遡り入力期間）
- なお、6月改定のサービス（訪リハ、通リハ）については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と共通する部分を把握できる範囲でのみを提出することも可能（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1）（令和6年3月15日）問174）。



新LIFEシステムの変更点

- **新LIFEシステムは、現行LIFEシステムの機能を踏襲。ただし、利便性向上等を目的として、画面表示を分かりやすくするとともに、一部機能を改善した。**
- 主な変更点は以下のとおり。

	現行LIFEシステム	新LIFEシステム
利用開始登録方法	利用案内の申請が必要	電子請求受付システム（介護）のID・パスワードで利用可能
管理ユーザーパスワードリセット	ヘルプデスクへの問い合わせが必要	電子請求受付システム（介護）のID・パスワードでリセットが可能
様式情報登録	操作職員でのみ様式情報の登録が可能	操作職員に加え、管理ユーザーでも様式情報の登録が可能
問い合わせ機能	ヘルプデスクへの問い合わせ内容・回答状況はメールの送受信履歴からの確認が必要	ヘルプデスクへの問い合わせ内容・回答状況をLIFE上で確認可能

その他変更点

- 未操作時における自動ログアウトまでの残り時間を表示（30分以内に自動ログアウトする場合）
- 端末登録されていない端末からログインがあった際のアラート通知が可能 等

新LIFEシステム 操作マニュアル公開

- 新LIFEシステムの操作マニュアルは、**3月26日頃に掲載予定**。
- 操作マニュアルの掲載時期等については、現行LIFEシステムのお知らせ画面（<https://life.mhlw.go.jp/login>）上で周知します。



新LIFEシステムの主なマニュアル



① 新LIFEシステムの利用登録

新LIFEシステムをご利用になる全事業所・施設向け

- 新LIFEシステムの利用に当たっては、**既に現行LIFEシステムを利用している事業所・施設も含め、新LIFEシステムの利用登録が必要**。
- 新LIFEシステムの利用登録の手順は以下の通り（詳細はLIFE導入ガイドにて公開）。
- 利用登録に当たっては、**電子請求受付システム（介護）での ①ID・パスワードの利用 ②セキュリティ用メールアドレス設定** が必要となる。
- **電子請求受付システム（介護）のパスワードを忘れた方は、請求先の国保連合会に問い合わせください。**

<新LIFEシステム利用の流れ>

（詳細な手順はLIFE導入ガイド参照）

新LIFEシステムのホームページを表示。

新規利用ログインを行う。

管理ユーザー設定（新LIFEシステムの利用登録）する／新LIFEシステム起動アイコンをダウンロードする

起動アイコンをクリック、LIFE利用開始

※現行LIFEシステム利用の事業所・施設は移行作業が必要
（次頁参照）

新規利用ログインに当たっては、以下の①②が必要です。

- ① **電子請求受付システム（介護）のID・パスワードの利用**
- ② **電子請求受付システム（介護）上でのセキュリティ用メールアドレス設定**

パスワード再発行が必要な場合は国保連合会にお問い合わせください。

※注意※

電子請求受付システム（介護）のパスワード再発行は国保連合会からの郵送となります。
事業所・施設からの問い合わせ状況により申請から郵送までお時間を要する場合があります。

電子請求受付システム（介護）のパスワード再発行を希望する場合は、**3月中に国保連合会に問い合わせる等、可能な限り余裕を保持した対応をお願いします。**

② 新LIFEシステムへの移行作業

現行LIFEシステム利用の事業所・施設向け

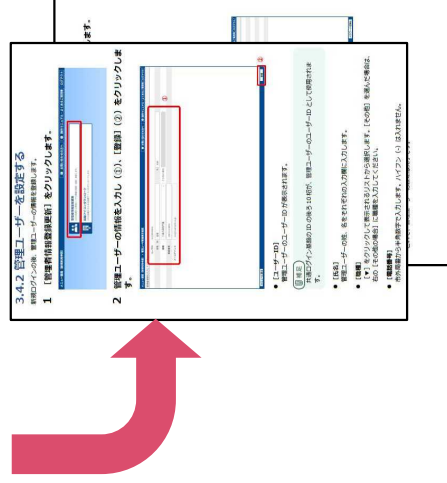
- 現行LIFEシステムを利用していた事業所・施設においては、新LIFEシステムへの利用登録後（前頁）新LIFEシステム利用に当たって必要な移行作業があります。
- **移行作業の詳細は、今後公開される「LIFE移行ガイド」を確認し、作業をお願いします。**

現行LIFEシステムから新LIFEシステムへ移行する際に実施いただく移行作業

作業	移行作業	マニュアルでの該当ページ数
1	新LIFEシステムの初回ログインの実施・管理ユーザーのパスワード再設定	約5ページ
2	新LIFEシステムの起動アイコン取得	約10ページ
3	新LIFEシステムにおける操作職員のパスワード再設定	約10ページ
4	現行LIFEシステムから出力した個人情報ファイルの新LIFEシステムへの取込操作	約5ページ

前頁での記載
内容と同じ

- 利用者の個人情報を除いた、現行LIFEシステムに登録しデータ提出を行っているLIFE項目（ADL等）や利用者情報（要介護度等）については、自動的に新LIFEシステムに移行されるため、事業所でのデータ移行作業は不要です。そのため、事業所・施設における過去様式の再登録等の操作は不要です。



移行ガイド サンプル

③ 4月10日までの登録様式の取り扱い

現行LIFEシステム利用の事業所・施設向け

- **現行（令和3年度改定版）のLIFE項目は、4月11日以降、登録・編集ができなくなります。**4月10日までに提出が必要なLIFE項目情報については、必ず4月10日までにステータスを「確定」として登録をお願いします。

令和6年	
～3月	4月
現行LIFEシステム	<p>4/11★停止</p> <p>通常稼働</p> <p>これまでに入力されたデータの参照のみ可能</p> <p>4/22★一部稼働開始</p> <p>利用者情報及びADL維持等情報に限り登録可能</p>
新LIFEシステム	<p>新システム移行期間</p> <p>利用者情報登録</p> <p>ADL維持情報登録、利得計算機能</p> <p>※ 現行LIFEでは過去に提出したデータの参照のみが可能</p>
事業所・施設における対応等	<p>新システム移行期間</p> <p>＜事業所・施設において必要な対応＞</p> <p>a. 新システムの利用登録 (4ページ) ①新LIFEシステムの利用登録 参照</p> <p>b. 移行作業 (5ページ) ②新LIFEシステムへの移行作業 参照</p> <p>○新LIFEシステムでできること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者情報登録 ・ ADL維持情報登録、利得計算機能 <p>※ 現行LIFEでは過去に提出したデータの参照のみが可能</p>

※注意※

4月11日以降、現行（令和3年度改定版）のLIFE項目※は、新LIFEシステム・現行LIFEシステムどちらにおいても、登録・編集ができなくなります。必ず4月10日までにステータスを「確定」として登録をお願いします。

※利用者情報とADL維持加算の様式情報については、新LIFEシステムにおいて編集が可能

④ 令和6年4月におけるADL維持等加算算定の利得計算について

令和6年4月にADL維持等加算算定の利得計算を予定している事業所・施設向け

- 令和6年4月にADL維持等加算算定を開始する事業所・施設については、**4月10日までに現行LIFEシステムにて「令和6年度ADL維持等加算算定機能」による利得計算をお願いします。**



※注意※

令和6年4月にADL維持等加算の利得値を計算し算定を開始する事業所・施設については、4月10日までに現行LIFEシステムにて「令和6年度ADL維持等加算算定機能」による利得計算をお願いします。

4月22日～4月30日の間で、新LIFEシステムにて「令和6年度ADL維持等加算算定機能」による利得計算も可能ですが、新LIFEシステム開始時には移行作業等もあるため、4月10日までに現行LIFEシステムにて利得計算を行うことを強く推奨します。